

建設工事に係る制限付一般競争入札参加資格要件設定基準

(目的)

第1条 この基準は、建設工事等に係る制限付一般競争入札実施要領第3条に定める入札参加資格のうち、建設工事等の種類（以下「工種」という。）、規模、技術的難易度に応じて設定する資格要件の設定方法を定めるものである。

(事業所の所在地)

第2条 事業所の所在地に関する資格要件を設定するにあたっては、八匠水道企業団水道事業の設置等に関する条例第3条第2項に掲げる給水区域（以下「給水区域」という。）の事業者数を考慮しつつ、公正な競争ができるよう次の各号を基本に設定するものとする。

- (1) 建設工事 給水区域に本店又は支店等を有する者。
- (2) 建設工事に係る測量、調査、設計等の業務委託 千葉県内に本店又は支店等を有する者。

2 前項において、見込み業者数が少数のため競争性が確保できないとき、又は工事の規模又は技術難易度から給水区域内業者のみでの発注が困難と認めるときは、資格要件を給水区域外に拡大するものとする。

(建設工事の種類)

第3条 建設工事については、次の評の右欄に掲げる工種及び設計金額ごとに、左欄に定める等級を資格要件に定めるものとする。

等級	工種及び設計金額						
	土木一式工事	建築一式工事	電気・通信工事	管工事	塗装・防水・機械器具設置工事	水道施設工事	ほ装工事
A	5,000万円以上	2億円以上	3,000万円以上	3,000万円以上	1,000万円以上	3,000万円以上	1,000万円以上

B	1,000万円以上 5,000万円未満	2億円未満	1,000万円以上 3,000万円未満	1,000万円以上 3,000万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 3,000万円未満	500万円以上 1,000万円未満
C	500万円以上 1,000万円未満	1億円未満	500万円以上 1,000万円未満	500万円以上 1,000万円未満	500万円以上 1,000万円未満	500万円以上 1,000万円未満	300万円以上 500万円未満
D	500万円未満	2,000万円未満	500万円未満	500万円未満	500万円未満	500万円未満	300万円未満

2 前項の資格要件を設定した場合において競争性が確保できないときは、直近の上位等級又は下位等級（以下「直近等級」という。）の事業者の中に当該発注工事を施工し得る技術力を有すると見込まれる者がいる場合に限り前項の等級と併せて直近等級を資格要件に定めることができるものとする。ただし、一の工事について、直近上位の等級及び直近下位の等級を同時に定めることはできないものとする。

（総合評定値）

第4条 総合評定値に関する資格要件は、入札参加資格者の経営規模等に著しい格差が生じることにより公正な競争が確保できないと認められるとき、又は技術上の観点から前条の規定により設定する資格要件がなじまないと判断されるとき設定することができるものとする。ただし、この場合の総合評定値は、発注工事に係る入札（開札）日において効力を有する最新の気鋭事項審査における発注工種に係る総合評定値とする。

2 総合評定値に関する資格要件は、上限値、下限値又は範囲をもって設定するものとする。

3 総合評定値に関する資格要件は、前条の建設工事の種類に係る資格要件と併用して設定することができるものとする。この場合の総合評定値は第1項ただし書き

の規定にかかわらず、入札公告日において有効となる八匠水道企業団建設工事等入札参加業者資格者名簿の総合評定値とする。

(事業の経験)

第5条 事業の経験（以下「施工実績」という。）に関する資格要件を設定する場合は、原則として過去5年以内（工事の特殊性により過去10年以内とすることができる。）に完成、引渡しの済んだ当該発注工種と同種の施工実績とする。ただし、当該当該発注工種、規模技術的難易度に応じて、次に掲げる事項を付記することができるものとする。

- (1) 公共工事に係る施工実績。
- (2) 請負形態に係る施工実績。(3) 請負金額に係る施工実績。
- (4) その他必要と認められる施工実績。

(技術的適正の有無)

第6条 建設工事の設計金額2千5百万円以上（建築一式工事は5千万円以上。）について、監理技術者又は主任技術者の専任配置を設定するものとする。

2 前項のほか、工事の規模又は技術的難易度から技術的適正の有無に関し必要と認められる事項を設定することができるものとする。

(工事成績)

第7条 企業団発注の工事成績について通知を受けた者にあつては、当該工事成績評定点が60点未満のものがないことについて設定することができるものとする。

(準用規定)

第8条 この基準は、建設工事等に係る指名競争入札に係る指名業者の選定に関する事務の取り扱いについて、準用するものとする。

(補足)

第10条 この基準に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度協議し定めるものとする。

附 則

この基準は、平成28年8月1日から施行する。